

事業者集団指導

基準条例の概要

2021年（令和3年）7月

福山市 保健福祉局 福祉部 障がい福祉課
事業者指定・指導担当

改正条例

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第40号）

福山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第41号）

福山市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第4号）

その他

福山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第42号）

福山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）

福山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第44号）

福山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第45号）

○施行期日 2021年（令和3年）4月1日

施行規則

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

福山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

福山市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

その他

福山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

福山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

福山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

福山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

○施行期日 2021年（令和3年）4月1日

1 人員に関する基準

2 設備に関する基準

3 運営に関する基準

身体拘束等の適正化

対象：全サービス（就労定着支援，自立生活援助を除く）

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（身体拘束等の禁止）

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

2022年（令和4年）3月31日まで経過措置

第36条の2（略）

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じるよう努めなければならない。

身体拘束等の適正化

対象：全サービス（就労定着支援，自立生活援助を除く）

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 施行規則

（身体拘束等の禁止）

第4条 条例第36条の2第3項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 2022年（令和4年）3月31日まで努力義務

身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合は、身体拘束廃止未実施減算あり。（経過措置あり。）

適切な職場環境維持（ハラスメント対策）

対象：全サービス

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（勤務体制の確保等）

第34条 （略）

2・3 （略）

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、**職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。**

具体的内容

- ①職場におけるハラスメントの内容やハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。
- ②相談対応の担当者をあらかじめ定めること等により、相談対応のための窓口を定め、従業員に周知すること

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の強化

対象：全サービス

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(衛生管理等)

第35条 (略)

2 (略)

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

2024年(令和6年)3月31日まで経過措置

第35条(略)

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じるよう努めなければならない。

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の強化

対象：全サービス

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 施行規則

（衛生管理等）

第3条 条例第35条第3項、第73条第2項及び第92条第2項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該指定居宅介護事業所、当該指定療養介護事業所又は当該指定生活介護事業所（以下単に「事業所」という。）における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

具体的内容

- 委員会：感染症対策の知識を有する者を含む幅広い職種により構成。おおむね6月に一回以上開催。他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営も可
- 研修及び訓練：年一回以上の開催

※ 2024年（令和6年）3月31日まで努力義務

業務継続に向けた取組の強化

対象：全サービス

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（業務継続計画の策定等）

第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※「業務継続計画」

「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照のうえ、策定。

※ 2024年（令和6年）3月31日まで経過措置により努力義務

虐待防止の推進

対象：全サービス

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 (略)

2 (略)

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(虐待の防止)

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2022年(令和4年)3月31日まで経過措置

第3条(略)

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じるよう努めなければならない。

虐待防止の推進

対象：全サービス

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 施行規則

（虐待の防止）

第5条 条例第41条の2に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※2022年（令和4年）3月31日まで努力義務

運営規程の閲覧方法の簡素化

対象：全サービス

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(掲示)

第36条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

地域と連携した災害への対応の強化

対象：療養介護，生活介護，短期入所，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），障害者支援施設，就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型，共同生活援助，児童発達支援，放課後等デイサービス

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（非常災害対策）

第72条 （略）

2 （略）

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

テレビ電話等の活用

対象：療養介護，生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），障害者支援施設，就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型，就労定着支援，自立生活援助，共同生活援助，児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問支援，居宅訪問型児童発達支援

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（療養介護計画の作成等）

第60条（略）

2～4（略）

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、**テレビ電話装置その他の情報通信機器**を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

その他テレビ電話装置等を活用して行うことができる会議等

- 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
- 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会
- 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の適正化のための対策を検討する委員会
- サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議や基幹相談支援センター等が実施する事例検討会 等

障害福祉現場の業務効率化のためのICT活用



- 運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた対応を可能とする。

事項	対象サービス	内容	
委員会・会議等	感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会	全サービス共通	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	身体拘束等の適正化のための対策検討委員会	訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービス	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	虐待防止のための対策検討委員会	全サービス共通	虐待の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	個別支援計画作成等に係る担当者等会議	通所系サービス、入所系サービス	利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	サービス担当者会議事例検討会等	計画相談支援、障害児相談支援	サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議や基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	特定事業所加算	訪問系サービス	利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	リハビリテーション加算	生活介護	リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者で行われるリハビリテーションカンファレンスについて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	日中活動支援加算(新設)	短期入所	日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面に於いて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口移行加算	施設入所支援	経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面に於いて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口維持加算	施設入所支援	経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
支援計画会議実施加算(新設)	就労移行支援	就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等障害者の就労支援に従事する者により構成される会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	
定着支援連携促進加算(新設)	就労定着支援	地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等との連携を図るため、関係機関等を交えた会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	
居住支援連携体制加算(新設)	自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携・共有を図る場について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	
関係機関連携加算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	
相談等	就労定着支援	利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する利用者に対する相談、指導等の支援について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	

19

職場への定着のための支援等の実施

対象：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（職場への定着のための支援等の実施）

第170条 （略）

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。※

※就労移行支援以外は努力義務

電磁的記録等に関する取扱い

対象：全サービス

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 等

施行期日 7月1日（国の基準省令の改正に伴い）

- 障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、障害福祉サービス事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的な対応を認めることとする。
- 利用者の利便性向上や障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的方法による対応を原則として認めることとする。

※電磁的記録…パソコンのハードディスク、CD、DVD、USBメモリなどに記録保存された電子データ

（電磁的記録等）

第211条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの…及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。